

情報公開審査会答申書

1 諮問内容

不服申立人（以下「申立人」という。）が平成22年10月6日に瑞浪市長（以下「実施機関」という。）に行った「市長の日課・スケジュール管理における原子力組織関係者との面談の記録」及び「市長と原子力に係る機関の役職者との面談の記録」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、実施機関が平成22年10月20日付けで行った公文書公開決定（以下「本件処分」という。）に対する不服申立て

2 不服申立人

兼 松 秀 代 （年齢62歳） 岐阜市光栄町1-1-2-402

3 審査会の結論

申立人が平成22年12月20日付けで実施機関に対して行った不服申立て（本件請求に対して、実施機関が平成22年10月20日付けで行った本件処分の取り消しを求めるもの）を棄却する。

ただし、本件不服申立てが提起された後、実施機関より申し出のあった新たに存在が確認された市長の日課・スケジュール管理における原子力組織関係者との面談の記録については、公開されるべきである。

また、今後は、市民の関心の大きい重要な事案については、可能な限り協議内容に関する記録を作成し、公文書として保有することにより、市民との信頼関係を深め、公正で開かれた市政の実現に努められたい。

4 不服申立てに係る経緯

平成22年10月 6日	本件請求の受付
平成22年10月20日	実施機関において本件請求に係る公文書公開決定（瑞秘第125号）及び公文書部分公開決定（瑞企第108号）を行い、同月20日付で申立人に通知
平成22年11月22日	申立人の請求に係る文書公開を行った後に、公開すべき記録の存在が判明したため、公開文書の追加について公開決定（瑞秘第141号）を行い、申立人に通知
平成22年12月21日	12月20日付け提出の不服申立書の受付

しており、非開示とした公文書は存在しない。

ただし、今回の申立書において例示があった3件の内、平成14年12月19日の中部経済産業局長の来庁については、市長スケジュールに記録があるため追加で公開する。

また、中部経済産業局関係で1件該当すると考えられる面談スケジュールが判明したので、これも併せて公開する。

(2) 市長が原子力組織関係者と面談した際の面談内容の記録について

市長が諸団体の関係者と面談する際、担当者（担当部・課長他）が同席するか否かは、面談依頼の内容により判断する。市長との面談を希望する関係者は、概ね関係諸団体の長等の役職者が多いことからあいさつが主な目的であることが大半であり、このような場合は、その都度担当者が同席しメモ等の記録を取ることをしていないのが実情であり、こうした面談内容の記録は存在しない。

7 審査会の判断

実施機関は、市長のスケジュール管理を電算によって行っており、存在する平成14年4月から平成22年10月20日（公開決定時点）までの市長スケジュールのうち、「原子力」「核燃料サイクル」「東濃地科学センター」「資源エネルギー」「幌延」「文部科学省」「六ヶ所」「日本原燃」「超深地層 来所」「超深地層 面談」「超深地研」「日本原研」というキーワードによって検索して存在する面談の記録を、「市長の日課・スケジュール管理における原子力組織関係者との面談の記録」として開示した。本件不服申立てが提起された後、実施機関の職員及び審査会事務局の職員が再度調査し、前述のキーワードでの検索以外に原子力組織関係者との面談と考えられるスケジュールの記録の存在を確認したため、これについては、実施機関より公開するとの説明があった。

実施機関が申立人にも提示した、原子力組織関係者との面談の記録に関わると考えられるキーワードにより検索した市長の日課・スケジュールについてはすべて開示し、本件不服申立てが提起された後に存在を確認した原子力組織関係者との面談と考えられるスケジュールの記録も開示するとしており、また、市長と原子力に係る機関の役職者との面談の内容の記録についても、本件不服申立てが提起された後、実施機関の職員及び審査会事務局の職員が再度調査したが、不服申立人に公開した記録、資料等以外に存在しないことが認められたことから、本件処分を取り消す理由はない。

しかし、市民が不信感を抱かないように、市民の関心が大きい重

重要な事案に関する面談については、記録を作成するよう努めなければならない。重要なものかどうかは行政の判断となるため、記録を作成すべきものかどうかは、行政でしっかり確認しなければいけない。

重要な事案に関する記録を作成することは、市民に対する説明責任の観点からも極めて重要なことである。こうした記録を作成し、公文書として保有することにより、実施機関は市民との信頼関係を深め、公正で開かれた市政の実現に努めなければならない。

今後は、市民の関心の大きい重要な事案については、可能な限り協議内容に関する記録を作成し、公文書として保有することにより、市民との信頼関係を深め、公正で開かれた市政の実現に努められたい。